

## コントローラに関する細則

### 1. 所 管

コントローラに関わる事項は、競技委員会の所管とする。

### 2. 資格認定

新規にコントローラ講習会を受講し、所定の認定試験に合格した者をコントローラ有資格者として認定する。

I O F コントローラの資格を持つ者は、自動的にコントローラとして認定される。

コントローラを目指す者で、所定の手続きを経てコントローラ研修会を受講した者を准コントローラ有資格者として認定する。

資格認定の判定は、競技委員会が行う。

### 3. 登録と任期

コントローラ有資格者は、「コントローラ資格認定に関する規程」(以下規程という)第9条および第12条による講習会および研修会を受講し、規程第11条および第13条による手続きにより、翌年度からコントローラとして登録される。登録の有効期間(任期)は3年度とする。ただし、期間途中で登録した者の任期は残りの期間とする。

准コントローラ有資格者は、所定の手続き(規程第11条)により、申請の翌月より准コントローラとして登録される。登録の有効期間は研修会開催年度を含む2年度とする。

### 4. 競技会における大会コントローラの任命

競技会のコントローラとして任命された者を大会コントローラと呼ぶ。

公認大会においては、大会開催決定後、大会コントローラを速やかに任命する。

J O A 主催大会の大会コントローラについては、J O A が任命する。

公認大会の大会コントローラについては、J O A が主催者と協議の上、任命または承認する。

准コントローラは公認大会(カテゴリBおよびS)の大会コントローラを務めることができる。

大会コントローラの任命者は、J O A 会長とする。

### 5. 業 務

コントローラの業務は、競技について諸規則が遵守され、公正に運営されていることを点検・確認することである。

大会コントローラは次の業務を行う：

- (1) 現地点検を含め最低3回の点検作業

- ・地図および大会運営の概要が固まった時期（6ヶ月～1年前）
- ・コースおよびコントロール位置がほぼ確定した時期（2ヶ月～6ヶ月）
- ・大会前日および当日

（2）点検は、競技関係にとどまらず、「日本オリエンテーリング競技規則」第27条に準じて行う。

（3）大会コントローラは、提訴があった場合、裁定委員会を招集し、その議長を務める。

## 6. 報告書

主催大会の大会コントローラは、コントローラ業務実施後、速やかにその概要を、また、大会終了後、1ヶ月以内に報告書をJOAに提出する。

公認大会の大会コントローラは、大会終了後、1ヶ月以内に報告書をJOAに提出する。JOAは、研修会等において、技術の研鑽、問題点の把握等に報告書の活用を図る。

## 7. 大会コントローラ費用

大会コントローラに関わる費用は、主催者が支弁する。

## 8. 附 則

本規則の適用となるコントローラの登録期間は、平成18年度からとする。

平成17年12月4日制定

平成19年5月26日改正

平成21年3月15日改正